

宝塚市子どもの読書活動推進計画

(第4期) (案)

伝えよう読書の楽しさ 支えよう子どもの読書



令和6年(2024年)4月

宝塚市

目次

はじめに	2
国及び県の動向	3
第1章 計画策定に当たって	4
1 子どもの読書活動の状況	4
2 第3期計画の取組状況	7
(1) 乳幼児期における取組	7
(2) 学齢期における取組	9
(3) 市立図書館における取組	10
(4) 新型コロナウイルス感染症への対応	12
(5) 第4期計画に引き継ぐ課題	13
第2章 宝塚市子どもの読書活動推進計画（第4期）の基本的な考え方	15
1 計画の基本目標	15
2 計画の基本方針	15
4 計画の期間	18
第3章 方向性と取組	19
1 家庭における読書活動の推進	19
(1) 家庭での読書活動の啓発	19
2 乳幼児期における読書活動の推進	20
(1) 健康センターでの取組	20
(2) 保育所・幼稚園での取組	21
3 学齢期における読書活動の推進	22
(1) 市立小・中学校での取組	22
(2) 地域児童育成会での取組	23
(3) 私立小・中学校、高等学校での取組	24
4 地域の公共施設における読書活動の推進	25
(1) 子ども家庭支援センターでの取組	25
(2) 児童館での取組	26
(3) その他の公共施設での取組	26
5 市立図書館における読書活動の推進	27
(1) 市立図書館の取組	27
6 多様な子どもたちの読書活動の推進	30
(1) 多様な子どもたちへの取組	30
第4章 第4期計画の推進にあたって	32
1 参考指標について	32
2 推進体制	32
資料	33
子どもの読書活動の推進に関する法律	33
宝塚市子どもの読書活動推進計画（第4期）策定の経緯	36
宝塚市子どもの読書活動推進計画（第4期）策定委員会設置要綱	37

はじめに

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするために、欠くことのできないものです。また、読書によって、子どもは多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。さらに、本を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを得ることができ、知的探究心や真理を求める態度が培われます。また、読書には、子どもの人間性を育み、社会で生きるための基本的な考え方を伝える力もあります。そのためには、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。

平成14年に国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を受け、宝塚市でも「宝塚市子どもの読書活動推進計画」（期間：平成20年度～24年度）及び「宝塚市子どもの読書活動推進計画（第2期）」（期間：平成25年度～29年度）及び「宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）」（期間：平成30年度～令和5年度）を策定し、子どもの読書に関わる各部署が連携して子どもの読書環境を整える様々な取組を行ってきました。この計画の成果と課題を踏まえ、引き続き宝塚市の子どもたちの読書活動を推進するため、ここに「宝塚市子どもの読書活動推進計画（第4期）」（期間：令和6年度～10年度）を策定するものです。特に、第3期計画期間中には、新型コロナウイルス感染症が読書意欲の低下につながらないように、市立図書館をはじめ学校等の関係機関では、試行錯誤しながら様々な対策を講じました。この計画では、今後も同様の事態が起こりかねないことを想定し、第3期に取り組んだ対応策や課題を記し、子どもの読書活動に対する危機管理上必要な対応策を引きつぐものです。

国及び県の動向

「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」

平成13年12月制定の「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下、「推進法」という。）では基本理念をこのように定めています。

この法律に基づき国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成14年に策定し、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。その後、おおむね5年ごとに計画を更新し、令和5年には第5次の計画を策定して子どもの読書活動を推進しています。

兵庫県は、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を受けて平成16年に「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を策定、おおむね5年ごとに計画を更新し、令和2年3月には第4次の計画を策定して子どもの読書活動を推進しています。

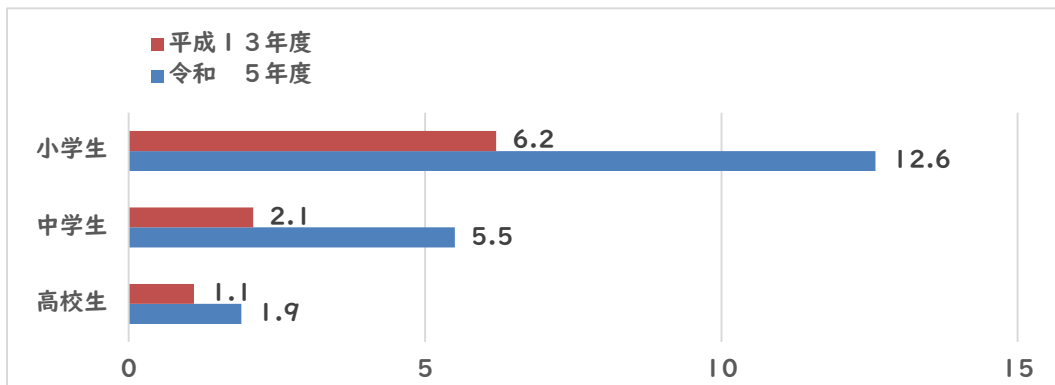
第1章 計画策定に当たって

1 子どもの読書活動の状況

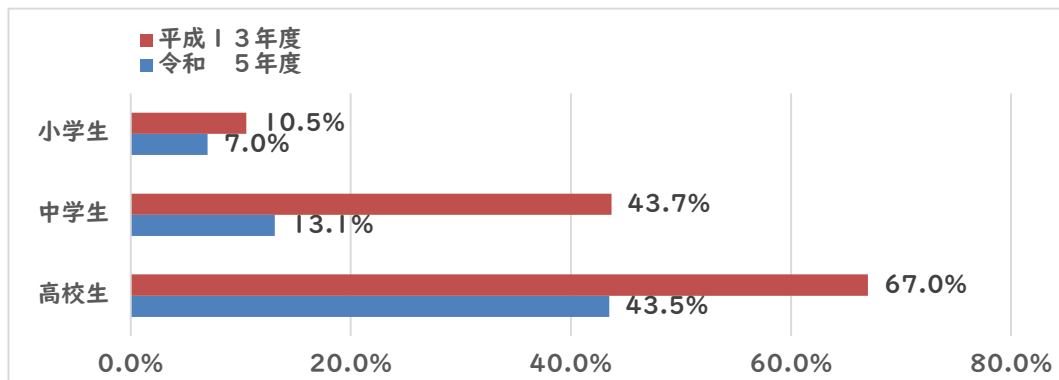
(1) 全国の状況

全国の小学4年生から高等学校3年生を対象とした「学校読書調査¹」によると、5月1か月間の平均読書冊数は、推進法が制定された平成13年度と令和5年度を比較すると、どの学校段階においても令和5年度の方が多くなっており、子どもの読書活動推進の成果があらわれているものと考えられます。また、5月1か月間に本を1冊も読まなかった子どもの割合は、どの学校段階でも令和5年度の方が少なくなっており、読書を習慣にしている子どもの割合は増えていると考えられます。しかし、令和5年度でも5月1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合は、小学生で7.0%、中学生で13.1%、高校生では43.5%あり、読書を習慣にしていない子どもも多く、年齢が上がるにつれてその割合は増えています。

【1か月間の平均読書冊数 単位(冊)】



【5月1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合】



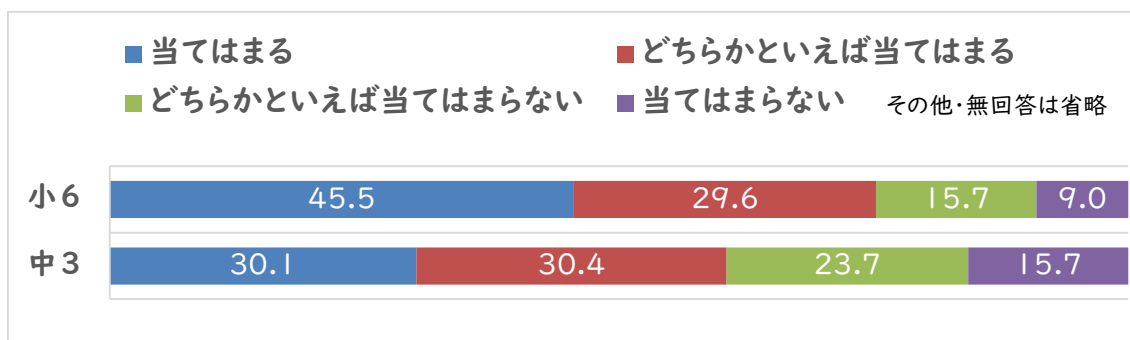
¹ 「学校読書調査」(公益社団法人全国学校図書館協議会)。令和5年6月実施。毎年5月1か月間の読書状況を調査。読んだ本の冊数に、教科書、学習参考書、漫画、雑誌やふろくは含まれません。

(2) 宝塚市の状況

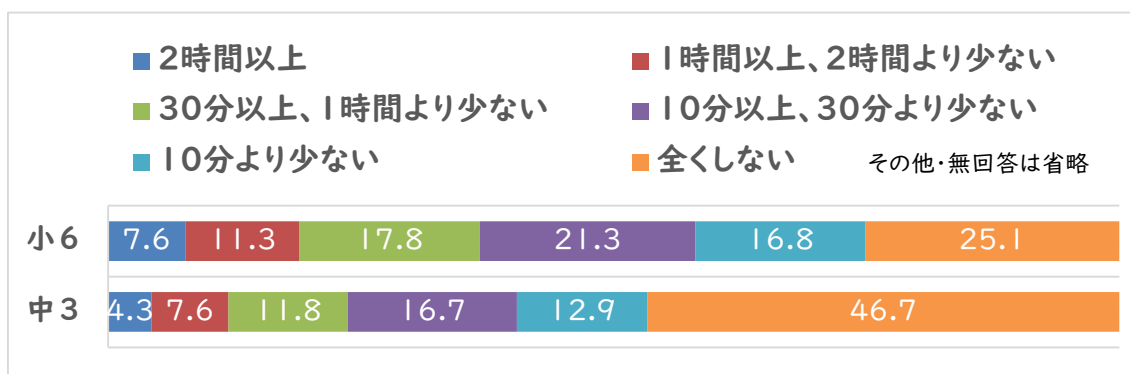
宝塚市の小学6年生（以下、「小6」）と中学3年生（以下、「中3」）を対象とした読書への関心がかかる調査²によると、「読書は好きですか」という質問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した子どもの割合は、第2期計画最終年の平成29年度と令和5年度の比較では、小6は70.3%から75.1%に増えていますが、中3は61.5%から60.5%に若干減っています。読書好きの子どもを増やしていくためには、今後も読書の楽しさや読書活動の重要性について啓発を続ける必要があります。

また、「1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に「全くしない」と答えた子どもは、小6では24.6%から25.1%に、中3では43.2%から46.7%に、どちらも令和5年度の方がやや増えています。特に、中3では、部活動や受験勉強、スマートフォンの長時間使用など、読書時間の減少に影響を与えるような要因が考えられますが、その中でも、より多くの子どもたちが年齢を問わず読書への関心を持ち続けられるよう、子どもの自主的な読書活動の支援を強化する必要があります。

【読書は好きですか(令和5年度) 単位 %】



【学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)(令和5年度) 単位 %】

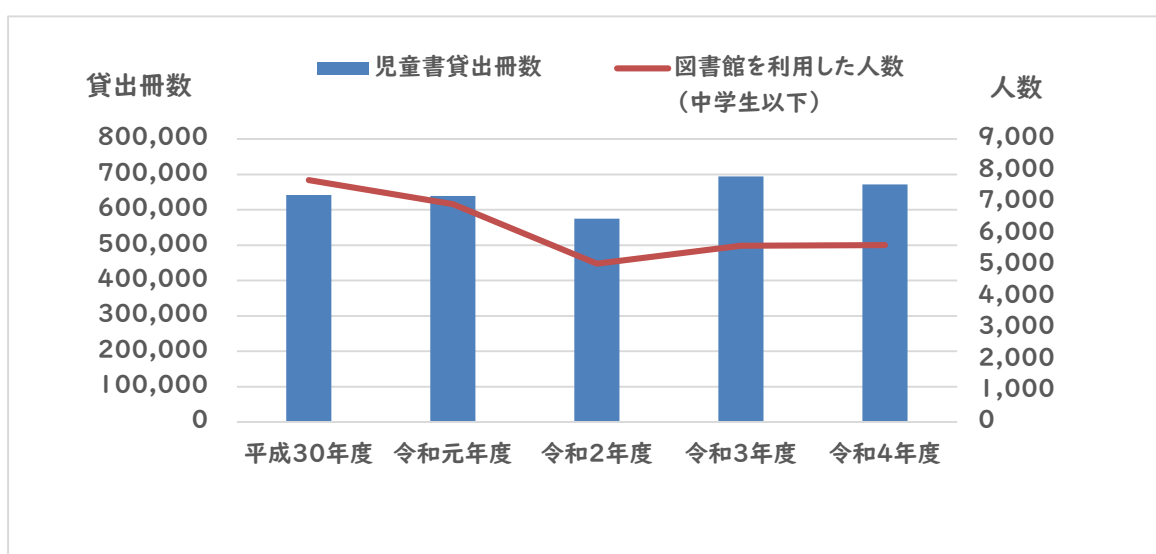


² 『全国学力・学習状況調査 質問紙調査』（毎年4月実施）のうち、宝塚市の児童・生徒の回答結果より。対象は小学6年と中学3年の全児童生徒。

(3) 市立図書館の状況

市立図書館の児童書の貸出冊数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休館があったため減少したものの、令和3年度には増加して平成30年度より多くなっています。これは、新型コロナウイルス感染症の流行時に「おうち時間」が増加し、一人当たりの読書量が増えたと考えられます。一方で、貸出を利用した子どもの人数は令和2年度に減少して以降、平成30年度の数值には戻っていません。0～14歳人口が減少していくなかで、外出自粛により一旦減少した市立図書館を利用する子どもの数を回復させるためには、子どもにとってより魅力的な図書館となるよう様々な事業を実施するとともに、関係機関が連携して読書活動に関する積極的なPRを行う必要があります。

【市立図書館の児童書貸出冊数と図書館を利用した人数(中学生以下)】



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宝塚市の 0～14歳人口 ³	31,096	30,646	30,317	29,812	29,108

(4) 今後の取組のあり方

読書を生涯の楽しみとし、人生の糧とするためには、子ども時代に読書に親しむことが大切です。子どもの読書活動の意義を踏まえれば、すべての子どもたちが読書を習慣にすることがとても重要です。

宝塚市においても、より多くの子どもたちが読書を習慣にすることを目指して、今後も引き続き、関係部署が連携し、積極的な啓発を行い、子どもの読書環境の充実に努め、子どもの読書活動を推進していきます。

³ 住民基本台帳人口より(各年9月末現在)

2 第3期計画の取組状況

宝塚市は平成20年に「宝塚市子どもの読書活動推進計画」を策定し、その後、第2期、第3期と計画を更新し、子どもの読書活動に関わる様々な施策を関係機関が連携しながら実施してきました。各施設における児童書の充実、乳幼児期から絵本に親しんでもらうことを目的として健康センターで実施しているブックスタート事業、学校や各施設での職員やボランティアによる日々の絵本の読み聞かせや各種の子ども向けの行事、ブックリストの作成・配布など、複数の施策を継続的に実施しました。

第3期には、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行があり、学校の全国一斉臨時休業をはじめ、その他の施設でも、休館や対面で行う取組が全くできないような事態になりました。その後、学校や各施設は感染症対策を模索しながら、状況の変化にともない、段階的に取組を再開し、令和5年には多くの取組を以前と同様に実施できるようになりました。また、施設面では令和2年10月に市立中央図書館の小浜・安倉分室が教育総合センターの1階に新設され、図書館がより利用しやすくなりました。

(1) 乳幼児期における取組

ア ブックスタート事業の継続実施（健康推進課・市立図書館）

健康センターで実施している4か月児健診で、ボランティアによる絵本の読み聞かせを行い、絵本をプレゼントするブックスタート事業を継続的に実施しました。新型コロナウイルスの流行時には、受診票送付時に絵本の引換券を同封し、図書館で絵本を手渡しました。令和5年4月からは健康センターでの集団健診時に絵本を手渡しています。

イ 健康センター2階 絵本コーナー（健康推進課・市立図書館）

健診会場のある健康センター2階の絵本コーナーを、市立図書館で不要になった絵本や寄贈本等を活用して充実させました。乳幼児健診の待ち時間などに親子で読書や絵本の読み聞かせを楽しめる場所となっています。

- ウ 保育所・幼稚園・児童館の蔵書充実（保育企画課・幼児教育センター・子ども家庭支援センター⁴）
- （ア）保育所では、毎年度子どもの興味関心に沿って、ロングセラーの絵本や新しい絵本などを新規購入しました。
 - （イ）幼稚園では、園運営費を活用し、子どもの興味関心に沿った絵本や図鑑等を新規購入しました。
 - （ウ）保育所と幼稚園では平成30年度から令和4年度に絵本の寄贈を受け、蔵書を充実させました。
 - （エ）児童館では絵本を新規購入して蔵書を充実させました。
- エ おはなし会等の開催（保育企画課・幼児教育センター・子ども家庭支援センター）
- （ア）保育所では、地域活動事業として、年に5～6回程度講師を招き、おはなし会を継続的に開催し絵本の読み聞かせ等を行いました。
 - （イ）幼稚園では、保護者ボランティアや、地域のストーリーテラーの方による絵本の読み聞かせを定期的に行いました。
 - （ウ）児童館ではボランティアが読み聞かせ等を行いました。
- オ 図書ボランティアへの支援（学校教育課・幼児教育センター・社会教育課）
- 幼稚園では、TAKARAっ子いきいきスクール推進事業⁵を活用して、図書ボランティアへの支援や図書室の環境改善を実施しました。図書ボランティアによる絵本貸出の日には、子どもたちが自分で絵本を選ぶ楽しさを味わうとともに、貸出のルールやマナーを学ぶことができました。
- カ 職員研修の充実（保育企画課・幼児教育センター）
- 保育所と幼稚園では、定期的に職員研修を行い、読み聞かせ等、園児の読書活動推進につながる研修を実施し、職員の資質向上に努めました。

⁴子ども家庭支援センターは、宝塚市の子育て支援の拠点としてフレミラ宝塚内（宝塚市売布東の町12番8号）にあり、「きらきらひろば」の運営、子育て情報の提供、親子育てグループへの支援、子育て講座などの開催、電話等での就学前の子どもに関する子育て相談、赤ちゃんの駅の設置、市内にある児童館の運営、産後ヘルパーの派遣、ファミリーサポートセンターの運営など様々な事業を行い、すべての子どもと家庭への子育て支援サービスを展開しています。また、子ども家庭支援センター内の「きらきらひろば」は、おもちゃや絵本があるプレイルーム等があり、0歳～概ね就学前までの親子が遊ぶことができる場所です。保育士が常駐し、気軽に育児に関する相談ができます。

⁵家庭や地域の「参画と協働」の考えのもと、学校園・家庭・地域社会が一体となり、開かれた信頼される学校園づくりを推進するための事業。具体的には、地域の方を「みんなの先生」として招へいするための報償費や図書ボランティアに対する支援など。

- キ 絵本の読み聞かせや図書館利用に関するPR（健康推進課・保育企画課・幼児教育センター・子ども家庭支援センター・市立図書館）
- (ア) 健康センターでは、10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診の場で、各年齢に応じた絵本の紹介リスト（図書館が作成）と、図書館の利用案内を配布しました。
- (イ) 保育所では、地域の子育て家庭に絵本を紹介するため、絵本リーフレットを毎年度各1,000枚作成し、子育て支援事業の際に配布しました。また、令和5年度配布分より、一部紹介絵本の見直しを行いました。
- (ウ) 幼稚園では、未就園児親子教室等で、保育者による絵本の読み聞かせや紹介を行いました。
- (エ) 幼稚園では、折にふれて、家庭での読み聞かせの大切さについてお知らせしました。また、園児が図書館に親しみを持てるよう、近隣の図書館を見学しました。
- (オ) 子ども家庭支援センターでは、子育て通信「きらきら」を年4回発行し、その中で市立図書館司書による絵本紹介を掲載しました。また、「きらきらひろば」利用者に対し、保育士から絵本の選び方や読み方についてアドバイスを行いました。
- ク 関係機関との連携（子ども家庭支援センター）
- 中央図書館等で行った出前児童館で絵本の読み聞かせや紙芝居を実施しました。

(2) 学齢期における取組

ア 学校司書の配置日数の拡充

平成28年度より学校司書を年間130日配置して読書活動を推進しました。平成22年度から27年度までの年間60日の勤務日数であったときよりも貸出冊数や学校図書館の環境整備などを向上させることができました。

イ 学校司書及び図書ボランティアとの連携による学校図書館の充実

(学校教育課)

- (ア) 学校司書によるおはなし会の開催や本の紹介、展示コーナーなどの設置によって、読書に関心のある子どもはもちろん、読書にあまりなじみのない子どもにも興味関心を持たせることができました。
- (イ) コロナ禍において活動を控える期間がありましたが、令和4年度より状況に応じながら、おはなし会などの活動を実施しました。休み時間などに活動を行い、本に親しむ機会をつくることができました。

ウ 学校図書館に推薦図書コーナーを設置（学校教育課）

新着図書や話題本のコーナー、推薦図書コーナーを設置しました。特に、推薦図書については、TAKARAっ子にじいろライブラリー⁶や教員のおすすめ本などは好評で、子どもたちの読書活動につながりました。

エ ボランティアへの支援（学校教育課・社会教育課）

（ア）子どもの読書活動に関わるボランティアなどに対しては、講習会開催などの支援を積極的に行い、ボランティアの資質向上や情報共有の機会となりました。

（イ）学校支援地域本部事業（たからづか学校応援団）として、図書ボランティアの活動に必要な消耗品や研修会の支援を行いました。

オ 地域児童育成会⁷での読書活動の推進（青少年課）

（ア）地域児童育成会では、支援員を中心に、地域ボランティアの協力も得て絵本の読み聞かせを実施しました。

（イ）支援員研修会において、外部講師を招へいた研修を実施しました。

（3）市立図書館における取組

ア 児童書の充実と児童室の環境整備

（ア）継続的に児童書の新規購入と更新に努めました。特に、団体貸出の希望が多い行事用の大型絵本や、紙芝居、調べ学習用の資料を充実させました。

（イ）点字絵本を積極的に収集しました。

（ウ）中央図書館の児童室に日よけのロールカーテンを設置し、より読書しやすい環境を整備しました。

（エ）西図書館の児童室の「おはなしのへや」等に本棚を新設し、絵本コーナーには展示棚を作り、より本の魅力が伝わるように工夫しました。

イ 利便性の向上

（ア）小浜・安倉分室を開室しました。

（イ）貸出冊数の上限を1人10冊から15冊までに変更しました。

⁶ TAKARAっ子にじいろライブラリーは、学校司書がおすすめの本を選んで、毎年1回配布するブックリストです。

⁷ 地域児童育成会は、放課後保護者が仕事などにより家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象に、家庭機能の補充を兼ね、生活指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的として、市内の全市立小学校に設置し、運営しています。一般的には学童保育と呼ばれているものです。

- (ウ) 「ぶちライブラリー」を5か所⁸新設しました。
- (エ) JR中山寺南自転車駐車場に返却用ブックポストを設置しました。
- (オ) 平成30年5月より中央図書館、西図書館の開館時間を午前10時から9時30分に変更しました。
- (カ) 令和2年10月より中央図書館・西図書館に図書除菌機を設置しました。

ウ 家庭での読書活動の推進

- (ア) 家庭における読書活動推進に重要な保護者の読書活動を活発にするため、大人向けの講座を開催しました。
- (イ) 1歳未満の子どもの子育てのため、図書館に来館して本を借りることができない方を対象とした無料郵送貸出サービスを継続的に実施しました。
- (ウ) 図書館で不要になった児童書をリサイクル図書として配布しました。
- (エ) 中央図書館で0歳児への読み聞かせについての相談会「赤ちゃんに絵本を」を実施しました。
- (オ) 西図書館では図書館利用のための託児サービスを実施し、日頃、子育てに追われて図書館を利用できなかった保護者の方が利用しやすくなりました。

エ 行事の充実

おはなし会などの定例行事のほか、「夏休みスタンプラリー」「図書館探検隊」「図書館のお仕事体験」「図書館謎解きゲーム」「ぬいぐるみのおとまり会」「福袋」「図書館おみくじ」など独自性の高い様々なイベントを実施しました。

オ 読書活動の啓発やPRの充実

- (ア) 推薦絵本リスト「あんな絵本こんな絵本」、学年別推薦図書リスト「の・ほ・本」を継続的に作成、配布しました。
- (イ) 広報たからづか、子育て情報誌、ミニコミ誌、新聞記事、FMたからづか等を活用し、図書館のPRや読書活動の啓発を行いました。
- (ウ) 図書館ホームページ内の子ども向けのページにおいて、ブックリストを公開しました。
- (エ) 中学生以下の子どもを対象に「読書手帖⁹」を配布しました。

⁸ ぶちライブラリーは、図書館で不要になった本を活用して公共施設等に設置している図書コーナーで、誰でも自由に閲覧や借り出しができます。中央公民館、ピピアめふ、国際・文化センター、仁川サービスステーション、西谷ふれあい夢プラザ内「ふれ愛ライブラリー」の5か所に新設しました。

⁹ 読書手帖は、利用者自身が自分の読書記録として活用できる市立図書館オリジナルの手帖。手書きで書き込むほかに、館内の利用者用端末で打ち出した、貸出本の書名や著者名を印字したシールを貼ることができます。

カ 関係機関との連携・協力の拡大

- (ア) 小・中学校や地域児童育成会等への団体貸出の利便性向上のため、市役所のメール便を活用した配本サービスを実施し、利用が増加しました。
- (イ) 小・中学校教員初任者研修を受け入れた際、子どもの読書活動推進計画について説明し、子どもの読書環境の整備の重要性について理解を求めました。また、団体貸出や図書館見学等の利用について説明しました。
- (ウ) リサイクル図書の関係機関への優先配布を行いました。
- (エ) 学校司書や図書ボランティアの研修に司書を派遣し、市立図書館の利用方法や、ブックトーク及び読み聞かせについての研修を行ったほか、本の修理研修等も随時実施しました。
- (オ) 私立保育所・私立幼稚園に対しても、ブックリストの提供、団体貸出などの支援を行いました。
- (カ) 「たからづかデジタルミュージアム」を公開し、学校教育の関係者を対象とした説明会を実施しました。

キ ボランティアの養成、支援

ストーリーテリング¹⁰及び絵本の読み聞かせボランティア養成講座を開催し、ボランティアの確保及び資質の向上に努めました。

ク 読書活動が困難な子どもへのサービスの充実

- (ア) ボランティアの協力を得て、ブックスタートでプレゼントする絵本に点訳版を用意したほか、出版された点訳絵本は蔵書として積極的に収集しました。
- (イ) 外国語で書かれた児童書の収集に努めました。
- (ウ) 手話で絵本を楽しむ行事や手話の本の展示などを行いました。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年(2020年)から拡大を始めた新型コロナウイルス感染症は、子どもの読書活動にも大きな影響を与えました。外出自粛、臨時休校、図書館をはじめとした社会教育施設等の休館など、子どもたちが本に触れる機会がことごとく奪われる状況下で、関係機関はそれぞれできる限りの対策を講じながら、子どもの読書機会の確保に努めました。各施設とも三密の回避、マスクの着用、対面での接触を回避するためのパーティションの設置、手指の消毒などの基本的対策を行い、安全を確保しながら

¹⁰ ストーリーテリングとは、物語を覚えて語ることです。「おはなし」「素話」ともいいます。

事業を実施してきました。ストレスの多い「おうち時間」を少しでも楽しい時間にするために読書の楽しみを提供することは、心の安定のためにも必要なことでした。

ここに、今後起こりうる事態に対応する際の参考として、第3期計画の期間中の新型コロナウイルス感染症への主な対応を記録します。

ア ブックスタート事業の継続

ブックスタート事業は、4か月児健診が集団健診から個別健診に変更されたことにより、対面での読み聞かせや絵本のプレゼントができなくなりました。そこで、健診の案内に絵本の引換券を同封し、中央図書館と西図書館で絵本をプレゼントしました。（令和2年4月～令和5年3月）

イ 春の図書館福袋・おうちでとしょかん応援セット

図書館臨時休館中の家庭での読書活動支援のため、毎年1月に開催して好評の図書館福袋を図書館玄関先で貸出しました。また、学年別に児童書をセットし、図書館内で本を選ぶことができない子どもたちに貸し出しました。（令和2年3月21日～4月16日）

ウ かみしばいの実演動画の配信「おうちでとしょかん」

かみしばいボランティアグループ“ちょうちょ”の協力を得て、オリジナルかみしばいの実演動画を図書館ホームページで配信しました。（令和2年3月21日～）

エ 地域児童育成会・保育所などへの団体貸出と配送

対象年齢、希望する内容を聞き、図書館司書が選定した本を団体貸出し、配送しました。（令和2年4月30日～5月21日）

(5) 第4期計画に引き継ぐ課題

各担当課の取組状況を振り返り、次期計画に向けての課題を列記します。

ア 蔵書や読書環境の充実

子どもの読書活動の基本となる蔵書を各施設で今後も継続的に充実を図ることが必要です。また、各施設の読書環境をより良いものにしていく必要があります。

イ 広報活動や啓発活動の充実

子どもたちに読書の楽しさを伝える広報活動や、保護者をはじめとする大人に子どもの読書環境の大切さを伝える啓発活動をさらに充実させていく必要があります。

ウ 関係施設の連携・協力

子どもの読書活動に関わる施設が、図書館を中心に連携・協力をより強化して関連事業をさらに充実させていく必要があります。

エ ボランティアとの連携・協力

子どもの読書に関わるボランティア活動を積極的に支援し、ボランティアと連携・協力して関連事業をより充実させていく必要があります。

オ 学校図書館の利用促進（学校教育課）

学校図書館の「読書センター」としての機能は広く認知されており充実しているといえます。一方で、「学習センター」や「情報センター」としての機能については十分とは言えず、今後も授業での利用に努めるとともに、学校図書館ネットワークシステムを効果的に活用し、各校の蔵書を相互貸借利用などにより有効利用する必要があります。

カ 市立図書館の全市的なサービスの提供（市立図書館）

すべての子どもたちが図書館をより気軽に利用できるように、分室などサービスポイントを増やす必要があります。また、「ぷちライブラリー」など図書館以外で子どもたちが本と出会えるような場所が増えるような方法も検討していく必要があります。

キ デジタル化への対応（市立図書館・学校教育課）

社会や学校でデジタル化が進められるなかで、市立図書館・学校図書館での電子書籍等の利用やSNSを通じた啓発やPRなど、子どもたちの読書環境の整備はどうあるべきかを、子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、検討していく必要があります。

ク 支援が必要な子どもへの対応（市立図書館・学校教育課）

特別な支援を必要とする児童生徒や日本語指導を必要とする児童生徒など子どもたちの多様性を受容し、読書活動の推進に当たっても、それに対応した取組を行うことが必要です。

第2章 宝塚市子どもの読書活動推進計画（第4期）の基本的な考え方

1 計画の基本目標

伝えよう読書の楽しさ 支えよう子どもの読書

子どもが自由に読書に親しめるよう、読書の楽しさを伝え、読書に関わる環境を整え、子どもの自主的な読書活動を支えることを目標とします。

2 計画の基本方針

- (1) 子どもの読書活動に関する啓発を積極的に行います。
- (2) 子どもの自主的な読書活動を支援します。
- (3) 子どもが読書に親しむための環境の整備に取り組みます。
- (4) 市立図書館を中心にした関係機関の連携・協力を図ります。



市立西図書館「おはなしのへや」で



1970年代の自動車文庫「たから号」

『1974 グラフ宝塚 わたしたちのまち たからづか』より

計画の体系

基本目標

伝えよう読書の楽しさ 支えよう子どもの読書

基本方針

1 子どもの読書活動に関する
啓発を積極的に行います

2 子どもの自主的な読書活動を
支援します

3 子どもが読書に親しむための
環境の整備に取り組みます

4 市立図書館を中心にした関係
機関の連携・協力を図ります

方向性

取組

1 家庭における 読書活動の推進

家庭からはじめる読書の楽しみ

- (1) 家庭での読書活動の啓発
 - ☆保護者や子どもと関わる大人への啓発事業の実施
 - 家庭での読書環境の大切さの啓発
 - 情報提供の連携強化

2 乳幼児期における 読書活動の推進

絵本に親しむ

- (1) 健康センターでの取組
 - ☆ブックスタート事業の実施、絵本の読み聞かせ等の啓発
 - 絵本コーナーの充実
- (2) 保育所・幼稚園での取組
 - 絵本に親しむ環境の充実
 - 絵本の読み聞かせの充実
 - 保護者や地域の子育て家庭への働きかけ
 - 関係機関との連携
 - 職員研修の充実

3 学齢期における 読書活動の推進

「読書好き」を育てるために

- (1) 市立小・中学校での取組
 - ☆学校図書館の利用促進
 - 学校図書館ネットワークシステムの効率的な運用
 - 関係機関との情報交換・連携・協力
- (2) 地域児童育成会での取組
 - 読書の習慣化
 - 読み聞かせ活動の推進
 - 市立図書館との連携
- (3) 私立小・中学校、高等学校での取り組み
 - 関連施策の検討

4 地域の公共施設 における読書活動の推進

いつも近くに本がある

- (1) 子ども家庭支援センターでの取組
 - 「きらきらひろば」での絵本の充実
 - 「きらきらひろば」での絵本の紹介
 - 子ども家庭支援センター発行の情報紙等での絵本紹介
- (2) 児童館での取組
 - 市立図書館との連携による事業の充実
 - 近隣の保育所・幼稚園等との連携による事業の充実
- (3) その他の地域の公共施設での取組
 - 市立人権文化センターでの子ども読書活動の推進
 - 市立文化芸術センターでの子ども読書活動の推進
 - ☆その他の公共施設と市立図書館との連携事業

5 市立図書館における 読書活動の推進

読書は一生のたからもの

- (1) 市立図書館の取組
 - 図書館施設の整備及び資料の充実
 - 図書館行事の充実など図書館利用のきっかけづくり
 - ブックスタート事業のフォローアップ
 - 関係機関との連携・協力
 - ボランティアとの連携・協力
 - 子どもの読書活動や図書館利用に関するPRの充実
 - 司書の資質向上
 - 阪神地区公共図書館協議会との連携
 - ☆子どもの視点に立った読書活動の推進

6 多様な子どもたちの 読書活動の推進

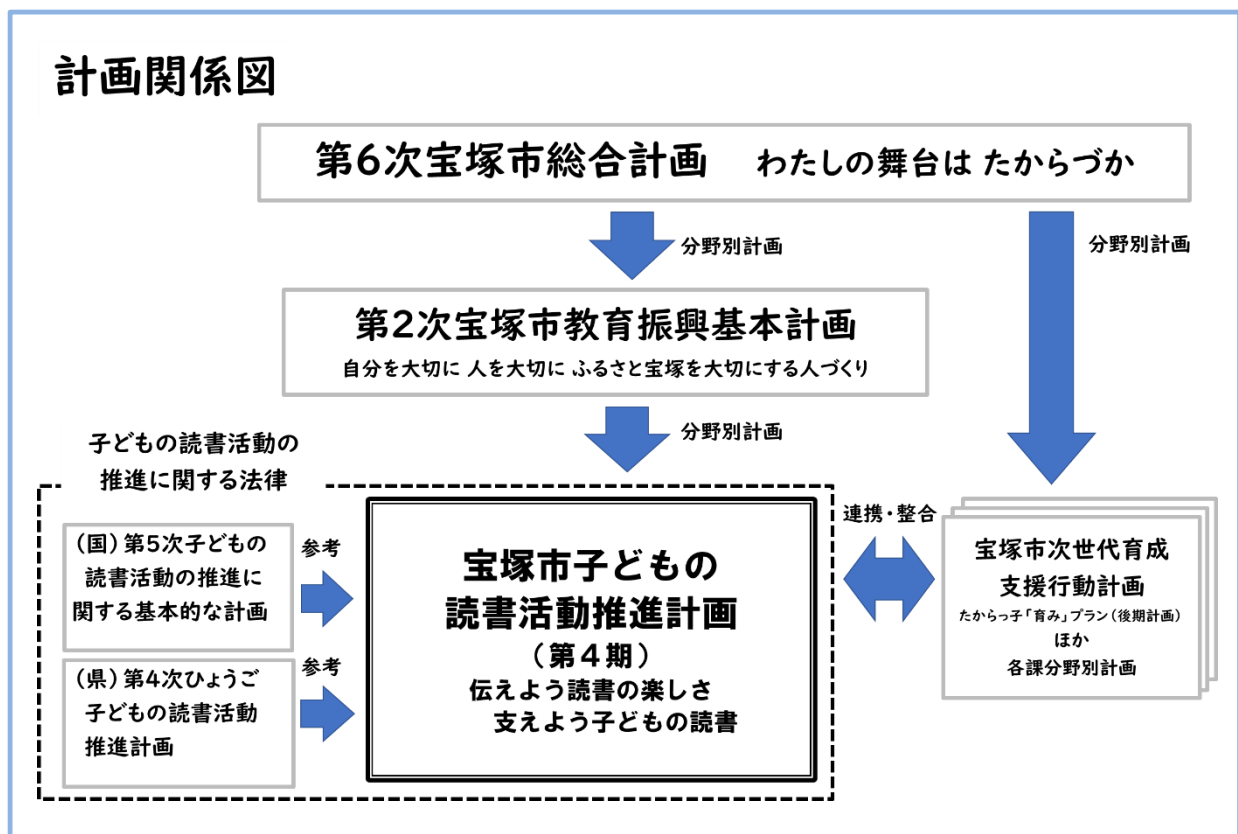
すべての子どもに読書の喜びを

- (1) 多様な子どもたちへの取組
 - 多様な子どもたちの読書機会の確保
 - ☆関係機関やボランティアとの連携・協力
 - 多様な子どもたちへの理解を深める

3 計画の位置付け

- (1) この計画は、「推進法」第9条第2項の規定に基づいて策定するものであり、宝塚市における今後の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組の体系を示すものです。
- (2) この計画は、国が策定した基本計画（第五次）及び県が策定した「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第4次）」を基本とし、「宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）」の基本方針を継承する中で、その成果と課題を踏まえて策定します。
- (3) この計画は、「第6次宝塚市総合計画」のほか、「宝塚市次世代育成支援行動計画たからっ子『育み』プラン(後期計画)（（第2期）子ども・子育て支援事業計画）」及び「第2次宝塚市教育振興基本計画」との整合を図りながら、宝塚市の子どもの読書活動推進にあたっての計画として策定します。
- (4) この計画は、「第2次宝塚市教育振興基本計画」の「重点的に取り組む8つの教育施策」の体系の中で、重点施策として位置付けられた「読書活動を推進します」を実現するためのアクションプランです。

計画関係図



4 計画の期間

計画の期間は、令和6年度からの概ね5年間とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

第3章 方向性と取組

1 家庭における読書活動の推進

家庭からはじめる読書の楽しみ

家庭から読書の輪をひろげます

子どもが読書習慣を身につけ、読書を一生の楽しみとするには、家庭での読書環境が充実していることがとても重要です。子どもと一緒に絵本に楽しみ、また読書を楽しむ、いつも手近に本があるようにする、本についての感想を語り合う、読書を楽しんでいる姿を子どもにみせるなど、子どもたちが読書に興味を持つように工夫することが大切です。家庭での読書環境が十分に整えられるように、市立図書館をはじめ関係機関は協力して、家庭における読書習慣の啓発活動に努め、読書環境が整えやすくなるように家庭を支援します。



取組

(1) 家庭での読書活動の啓発

ア 保護者や子どもと関わる大人への啓発事業の実施

関係各課が独自に、また連携して、講演会やビブリオバトル¹¹など、保護者や子どもと関わる大人が、家庭における読書環境の大切さについて関心を深めるような事業を行います。

【重点取組】

イ 家庭での読書環境の大切さの啓発

各施設が実施する様々な事業、ホームページや「広報たからづか」、地域の情報紙等、あらゆる機会に、家庭での読書環境の大切さを伝え、幼い頃に身近に本があることや絵本を読み聞かせてもらうことの重要性をPRします。

ウ 情報提供の連携強化

各施設が独自に行っている事業について、ホームページやSNS等も活用して、相互に紹介し、幅広く連携・協力して情報提供を行います。

¹¹ おすすめの本を紹介しあうコミュニケーションゲーム

2 乳幼児期における読書活動の推進

絵本に親しむ

就学前の子どもの読書活動を支えます

乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に絵本に親しむことは、子どもの感性や情操など豊かな心を育むために大変重要なことです。



健康センターでは、乳幼児健診を通して、本との出会いの大切さ、絵本を読む楽しさなど、読書活動の普及啓発に努めます。

保育所や幼稚園においては、子ども達が絵本や物語などに親しむための環境を整え、絵本の面白さや楽しさを味わいながら「見る力」「聞く力」「話す力」を身に付け、就学後の読書習慣へとつながるよう取組を積極的に進めていきます。また、家庭においても絵本を通し、想像力、語彙力、コミュニケーション力を育む機会が増えるよう、読み聞かせの大切さをはじめ、読書活動の意義を伝えるなど保護者への啓発にも積極的に取り組んでいく必要があります。さらに、関係機関との連携強化にも努め、子どもの読書活動のさらなる充実を図っていきます。

取組

(1) 健康センターでの取組

ア ブックスタート事業の実施、絵本の読み聞かせ等の啓発【重点取組】

(ア) 健康センターと市立図書館が連携し、乳幼児健診の場を活用して、絵本の紹介リストや図書館の利用案内のチラシを配布するほか、4か月児健診で引き続きブックスタート事業を実施します。

(イ) 市立図書館はブックスタートのフォローアップとしてセカンドブック事業の実施について検討します。

イ 絵本コーナーの充実

健康センターと市立図書館が協力して、市立図書館のリサイクル図書の活用等を通して、絵本の種類や冊数をそろえ、必要に応じて更新し、健診時等に親子で読書や読み聞かせを楽しめる絵本コーナーを充実させます。

(2) 保育所・幼稚園での取組

ア 絵本に親しむ環境の充実

子どもたちの年齢や興味に合わせた絵本や図鑑などを揃えます。また、一人ひとりの子どもが落ち着いて絵本を選択し、楽しむことができるよう絵本コーナーと貸出文庫の充実を図ります。

イ 絵本の読み聞かせの充実

(ア) 日々の保育・教育活動の中で、発達段階に応じた絵本の読み聞かせを継続的に実施します。

(イ) 専門家やボランティアによるおはなし会を実施します。



ウ 保護者や地域の子育て家庭への働きかけ

(ア) 子どもが好きな絵本やおすすめ絵本を展示、保育所・幼稚園だより等による絵本の紹介、図書館等のイベント情報の提供などを通じて、保護者への啓発を行います。

(イ) 絵本の貸出を積極的に行い、親子でふれあいながら絵本を楽しむ習慣作りを進めます。

(ウ) 絵本リーフレットを活用した絵本の紹介を行うほか、地域の子育て家庭の親子を対象とした読み聞かせを実施します。

エ 関係機関との連携

(ア) 児童館などでの出前保育で、絵本の読み聞かせを実施します。

(イ) 大型絵本や紙芝居等、市立図書館からの団体貸出を利用して、読み聞かせの充実を図ります。

(ウ) 市立図書館との共催イベントなど、地域の就学前施設の子どもが一堂に会す機会を設け、絵本を通じたふれあいを深めます。

オ 職員研修の充実

絵本に関する知識や読み聞かせの意義等を学ぶための研修を実施し、保育士・教職員の質の向上を図ります。

3 学齢期における読書活動の推進

「読書好き」を育てるために 小・中学生の読書活動を支えます

小学生になると、子どもたちの興味や関心は飛躍的に拡大し、様々な分野の本を楽しめるようになります。特に物語については、学年が上がるにつれ、より複雑で深みのある内容のものが理解できるようになります。この読書へのアプローチにもっとも適した年代の子どもたちに対して、自由に本を選び存分に楽しむことのできる環境を整え、本の世界への扉を大きく開いて待ち受けることが、読書を楽しむ習慣をつけ、今後の人生を豊かにすることにつながります。



小・中学校では、「学習指導要領」を踏まえ、様々な場面や教科等の学習内容と関連づけた読書活動を推進します。また、子どもたちの学習活動や読書活動のさらなる充実のため、図書や施設の環境整備を図り、学校司書や図書ボランティア等の学校図書館スタッフとの連携を密にして、学校図書館本来の機能が発揮できるよう努めます。

地域児童育成会では、普段の生活の中で、自分の好きな本を読む時間を作り、読書を習慣づけるとともに、支援員や地域のボランティアによる読み聞かせの活動を行っています。また、市立図書館と連携し、リサイクル図書を活用した図書の入れ替え、団体貸出の利用などにより、読書環境の整備に努めます。

取組

(1) 市立小・中学校での取組

ア 学校図書館の利用促進 【重点取組】

- (ア) 学校図書館利用に向けてオリエンテーションを充実させ、児童・生徒の自主的、自発的な学習や読書活動を支援します。
- (イ) 事典や図鑑等の資料を充実させ、調べ学習のための環境整備を進めます。
- (ウ) 新刊本や学校司書のおすすめ本の紹介、読書週間の実施、読書感想文コンクール等への応募など、子どもの読書意欲向上のための機会提供を図ります。

(エ) GIGA スクール構想により児童生徒に1人1台配置されたタブレット端末の学校図書館での活用を研究します。

イ 学校図書館ネットワークシステムの効率的な運用

(ア) 図書の予約や貸出返却作業を効率的に行うとともに、読書傾向や蔵書状況を把握して図書購入の参考とするため、学校図書館ネットワークシステムの活用を進めます。

(イ) 調べ学習や研究授業を支援するため、学校図書館ネットワークシステムを活用して、学校図書館間の相互貸借利用を推進します。

ウ 関係機関との情報交換・連携・協力

(ア) 市立図書館からの団体貸出による資料を利用し、調べ学習を充実させます。

(イ) 司書教諭を中心とした教員が、読み聞かせなどの活動を行う図書ボランティアとの連携を密にして、学校図書館機能の充実を図ります。



(ウ) 社会教育課や市立図書館と連携し、図書ボランティアの活動を支援します。

(エ) 市立図書館をはじめとした関係各課と学校との連携を強化し、学齢期の読書活動を推進します。

(2) 地域児童育成会での取組

ア 読書の習慣化

地域児童育成会での普段の生活の中で、自分の好きな本を読む時間を設け、本を読む習慣をつけます。

イ 読み聞かせ活動の推進

地域児童育成会の支援員を中心として、地域ボランティアの協力も得て、読み聞かせ活動を推進します。

ウ 市立図書館との連携

市立図書館の団体貸出やリサイクル図書を活用し、読書環境の整備に努めます。

(3) 私立小・中学校、高等学校での取組

ア 関連施策の検討

高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等についても考慮し、各学校と連携しつつ、関連施策の実施を検討します。

4 地域の公共施設における読書活動の推進

いつも近くに本がある

本と親しめる居場所をひろげます

宝塚市内に図書館は2図書館3分室あり、図書館や分室から遠い地域には移動図書館が巡回しています。しかし、この体制では市内全域をカバーすることは困難であり、子ども自身が自由に図書館を訪れることができない地域も多くあります。そのような地域では、既存公共施設での読書活動推進の取組が、身近な居場所に本がある環境を作るために重要な役割を担っています。

子ども家庭支援センターでは、子育て通信「きらきら」や情報誌などで絵本の紹介や読み聞かせに関する情報提供に努めてきました。また、保育士による絵本紹介やアドバイスなど、地域の子育て家庭への支援や発達段階に応じた絵本の充実など、今後も継続して子どもの読書環境の整備を図ります。

児童館では、絵本の充実を図るとともに、市立図書館や近隣の保育所・幼稚園等の関係機関との連携を維持しながら、児童館事業を充実させ、子どもの読書環境の整備を進めます。

また、市立人権文化センターや市立文化芸術センターなど地域の公共施設でも、子どもの読書環境の整備を進め、連携事業の実施などを通して子どもの読書活動の推進を図ります。

取組

(1) 子ども家庭支援センターでの取組

- ア 「きらきらひろば」での親子で親しむ絵本の充実
乳幼児の発達段階や興味に応じた絵本の購入など、蔵書の充実に努めます。
- イ 「きらきらひろば」での絵本の紹介
常駐の保育士が利用者への絵本紹介、絵本の選び方や読み聞かせ等について相談に応じてアドバイスします。
- ウ 子ども家庭支援センター発行の情報紙等での絵本紹介
子育て通信「きらきら」の絵本紹介コーナーでは、市立図書館と連携し、図書館司書の専門的な視点から乳幼児向けおすすめ絵本の紹介や、絵本の魅力を発信します。

(2) 児童館での取組

- ア 市立図書館との連携による事業の充実
市立図書館からの団体貸出、図書選定への助言などの支援を受け、児童館事業の充実を図ります。

- イ 近隣の保育所・幼稚園等との連携による事業の充実
近隣の保育所・幼稚園等と連携して絵本の読み聞かせなどの事業を実施し、児童館事業の充実を図ります。

(3) その他の公共施設での取組

- ア 市立人権文化センターでの子どもの読書活動の推進
 - (ア) 市立図書館よりリサイクル図書の提供、団体貸出、図書選定への助言などの支援を受け、図書室の充実を図ります。
 - (イ) 絵本の読み聞かせなどの事業の実施に努めます。

- イ 市立文化芸術センターでの子どもの読書活動の推進
 - (ア) 施設1階のライブラリーには、絵本をはじめとした文化芸術の関連図書、手塚治虫の代表作や庭園にある植物や昆虫などを調べることが出来る資料、宝塚ファミリーランドなどこの土地の歴史に触れる図書などを配架しており、子どもから大人まで自由に図書に親しむことができる環境づくりに努めます。
 - (イ) ライブラリー内にある未就学児でも安全で快適に過ごせるキッズコーナーで、絵本の読み聞かせや紙芝居などの事業の実施に努めます。
 - (ウ) 絵本原画展などの催しを通じて図書を身近に感じる事業の実施に努めます。

- ウ その他の公共施設等と市立図書館との連携事業
子どもたちと関わりのあるその他の公共施設等との連携事業を積極的に検討して実施します。また、市立図書館は「ぶちライブラリー」の新設や「子ども食堂¹²⁾」や「まちライブラリー¹³⁾」など子どもが集う場所と連携・協力することで、子どもたちが本と出会う機会を増やすように努めます。

【重点取組】

¹²⁾ 子ども食堂は、子どもやその保護者、地域住民に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団欒を提供する活動です。

¹³⁾ 「まちライブラリー」は、まちのカフェやギャラリー、オフィスや住宅、寺や病院などの一角に本棚を置き、そこにメッセージを付けた本を持ち寄り交換しながらまちのコミュニティを作っていくという活動です。

5 市立図書館における読書活動の推進

読書は一生のたからもの 市立図書館を中心に子どもの読書活動を支えます



市立図書館は、市民の読書活動、とりわけ子どもの読書活動を支える中心的な存在です。読書を通して様々な時代や国の風物、考え方に触れることで、視野が広がり、自分以外の人々への理解や共感を育て、人間性を育むことは、子どもにとって大きな財産となります。図書館は、一人ひとりの興味関心を満たす多種多様な本を収集しており、そのような読書活動の入口となり

ます。子どもたちは、図書館で自由に本を選び、楽しむことができ、本を探すときに相談できる司書もいます。このように子どもの読書活動を進めるための拠点として市立図書館は不可欠な存在です。一方で、2図書館3分室1移動図書館で市内全域をカバーすることは困難であり、子ども自身が図書館を訪れることができない地域も多くあります。新しい図書館の建設が望ましいところですが、現状では、この点を補うために、既存公共施設の活用等によりサービスポイントを増やすこと、学校・幼稚園・保育所・地域児童育成会・児童館・社会教育施設などとの連携・協力を強化していく必要があります。

その他、図書館資料の充実、図書館行事の充実、司書の資質の向上、ボランティアとの協力体制づくりなどを進め、子どもが自主的に読書を楽しめる環境づくりに努めます。

取組

(1) 市立図書館の取組

ア 図書館施設の整備及び資料の充実

- (ア) 誰もが身近な図書館を利用できるように、既存公共施設等の活用を進め、利便性の向上に努めます。
- (イ) 設備の改善や館内のレイアウトの変更等により、すべての年代の人にとって親しみやすく使いやすい図書館を目指します。
- (ウ) 子どもの読書活動の基本である児童書をさらに充実させます。

- (エ) 電子書籍など子どもたちが利用しやすい読書のかたちについて研究します。
また、関係機関と連携し、GIGA スクール構想により児童生徒に1人1台配置されたタブレット端末を利用したサービスを研究します。

イ 図書館行事の充実など図書館利用のきっかけづくり

- (ア) 小さい頃から図書館に慣れ親しんでもらえるよう、年齢層別の定例行事、夏休み等の特別行事を充実させます。
(イ) 小学生、中学生、高校生など幅広い年代の児童、生徒が自ら図書館に足を運ぶきっかけとなり、本と出合う楽しさを知ってもらえるような行事を企画、実施します。
(ウ) 高校生以下の子どもを対象に読書手帖を配布します。



- (エ) 図書館行事のPRを積極的に行います。

ウ ブックスタート事業のフォローアップ

- (ア) 乳幼児向けの行事を充実させます。
(イ) 「はじめてえほんコーナー」の資料を充実させます。
(ウ) 乳幼児に関わる施設との連携を進め、積極的に支援します。
(エ) ブックスタート事業のフォローアップとしてセカンドブック事業の実施について検討します。

エ 関係機関との連携・協力

- (ア) 学校との連携を進めます。

団体貸出について、利便性の向上に努め、調べ学習や子どもの読書及び教職員への支援を行います。また、図書館見学を積極的に受け入れ、図書館利用教育に努めます。さらに、学校司書の活動や研修を支援するほか、学校図書館ボランティアへの支援等を促進します。ブックリストを発行・配布し、推薦図書や新刊図書の紹介に努めます。

宝塚の歴史に興味を持つきっかけとして、「たからづかデジタルミュージアム」の学校での活用を目指した子ども向けコンテンツの作成を検討します。

(イ) 保育所・幼稚園との連携を進めます。

日々の保育・教育活動の中で行う、発達段階に応じた絵本の読み聞かせを支援するため、季節の絵本や新刊絵本の推薦絵本セットの団体貸出等を積極的に進めます。また、図書館見学を積極的に受け入れます。

(ウ) 公民館等の社会教育施設との連携を進めます。

絵本の読み聞かせや出張貸出、リサイクル図書配布等の事業を企画、実施します。

(エ) 各関係機関との連携を進めます。

団体貸出の利便性の向上、選書や読み聞かせの研修等への支援、読書活動のPR等の充実を図ります。また、各施設との連携事業を企画、実施します。

オ ボランティアとの連携・協力

(ア) ストーリーテリング、絵本の読み聞かせ等のボランティアを養成し、活動の場を提供します。

(イ) 市立図書館でのボランティア活動を支援します。

(ウ) 子どもの読書活動にかかわる様々なボランティアに対する研修等を充実させるとともに、県立図書館等の研修に関する情報提供に努めます。

(エ) 新たなボランティアの育成に努めます。

カ 子どもの読書活動や図書館利用に関するPRの充実

(ア) 図書館ホームページを充実させ、また、関係機関との情報共有及び協力を努めます。

(イ) 「広報たからづか」やミニコミ誌、新聞記事、FMたからづか等を積極的に活用するとともに、SNS等の利用について、研究、検討します。

キ 司書の資質向上

県立図書館主催の研修をはじめ日本図書館協会や近畿公共図書館協議会等が主催する研究集会など、各種の研修に積極的に参加し、子どもの読書に関するイベントの企画やPR、読み聞かせやブックトーク等に関する技術の向上を図ります。

ク 阪神地区公共図書館協議会との連携

図書館間の広域連携により読書活動の推進に関する情報交換を図ります。

ケ 子どもの視点に立った読書活動の推進

トライやるウィークなどの機会に子どもたちの多様な意見を聴取して、図書館運営に反映させるように努めます。また、子どもの読書活動推進や図書館利用のPRを、SNSを活用するなど子どもたちが利用しやすい方法で、子どもたち自身が主体的に参加できるような取組を検討します。【重点取組】

すべての子どもに読書の喜びを 多様な子どもの読書活動を支えます

すべての子どもの読書活動推進を図るためには、点字・録音図書や外国語の図書を利用しやすくすることや、館内表示や利用案内などを誰にでもわかるようにするなど、通常の日本語資料だけでは読書活動が困難な子どもにも配慮した取組が必要です。さらに、近年問題が顕在化してきた多様な背景を持つ子どもについても、子どもの読書活動の観点からどのような支援が可能か研究する必要があります。このような多様な子どもたちの読書機会の確保のため、市立図書館を中心に関係機関やボランティアが連携して、ニーズの把握、支援の充実に取り組めます。



絵本で楽しむ手話の世界

取組

(1) 多様な子どもたちへの取組

ア 多様な子どもたちの読書機会の確保

- (ア) 障害のある子どもに向けて、点字図書やデイジー図書（障害者用の録音図書）等の周知・利用促進に努めます。
- (イ) サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）や点字図書録音図書全国総合目録などを通して、外部資源の有効利用に努めます。
- (ウ) 市立図書館は、障害等により来館することが困難な子どもに対して、無料郵送貸出などのサービスのPRに努めます。
- (エ) 特別支援学級、特別支援学校に対し、図書館利用の促進を図ります。
- (オ) 日本語を母語としない子どもが図書館を利用しやすくなる方法を研究し利用促進に努めます。
- (カ) 多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場を提供するための方策について研究します。

¹⁴ 国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、「多様な子どもたちの読書機会の確保」を基本的方針のひとつに掲げ、特別支援学級に在籍する児童生徒や日本語指導を必要とする児童生徒、相対的貧困状態にあるとされる子どもや、本来大人が担うとされる家事や家族の世話を日常的に行っている子どもたちなど多様な背景を持つ子どもについても触れており、読書活動の推進に当たっても、多様な子どもたちを受容し、それに対応した取組を行うことが重要であるとしています。

イ 関係機関やボランティアとの連携・協力

学校、幼稚園、保育所等に加え、障害福祉課、子ども発達支援センターや国際交流協会等、障害のある子どもや日本語を母語としない子どもなど、多様な子どもたちに関わる機関同士の連携を進め、各種のボランティアの協力も得ながら取組の充実に努めます。【重点取組】

ウ 多様な子どもたちへの理解

様々な困難に向き合う多様な子どもたちに対する理解を深める資料の提供に努めます。

1 参考指標について

以下のとおりの参考指標を設定し、計画の終了時に評価を行います。

基本目標	参考指標	実績	方向性
子どもの読書活動に関する啓発を積極的に行います	読書好きな小学6年生の割合 ¹⁵	75.1% (令和5年度)	↗
子どもの自主的な読書活動を支援します	読書を全くしない小学6年生の割合 ¹⁶	25.1% (令和5年度)	↘
子どもが読書に親しむための環境の整備に取り組めます	市立図書館の団体貸出を利用した団体の数(保育所・幼稚園・学校等の子どもに関わる団体)	90団体 (令和4年度)	↗
市立図書館を中心にした関係機関の連携・協力を図ります	市立図書館と関係機関が連携して行った事業(行事・見学・研修等)の回数	91回 (令和4年度)	↗

2 推進体制

本計画を推進するために、関係機関により構成する宝塚市子どもの読書活動推進委員会において、本市の子どもの読書活動に関する活動状況や目標の達成状況などを把握し、計画全体の進捗状況を評価すると共に、必要に応じて事業の見直しを行います。また、教育委員会および宝塚市立図書館協議会¹⁷に対して事業報告を行います。

¹⁵ 『全国学力・学習状況調査 質問紙調査』(毎年4月実施、対象は市立小学校の6年生全員)の質問「読書は好きですか」に「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と答えた小学6年生の割合。

¹⁶ 『全国学力・学習状況調査 質問紙調査』(同上)の質問「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)」に「全くしない」と答えた小学6年の割合。

¹⁷ 図書館協議会は、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条~16条に規定されています。宝塚市立図書館条例第4条の定めるところにより、教育委員会より委嘱された9人の委員により構成されます。内訳は、学校教育の関係者(小・中・高校)3人、社会教育の関係者(ボランティア団体代表)1人、家庭教育の向上に資する活動を行う者(PTA協議会)1人、知識経験を有する者3人、公募による市民1人です。図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関です。

子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

宝塚市子どもの読書活動推進計画（第4期）策定の経緯

日程	項目	内容
令和5年 6月 1日	子どもの読書活動推進計画（第4期）策定委員会設置要綱制定	
6月 9日	第1回子どもの読書活動推進計画（第4期）策定委員会	策定方針について 策定の日程について
11月17日	図書館協議会委員からの意見聴取	推進計画（第4期）案について
11月20日	第2回子どもの読書活動推進計画（第4期）策定委員会	推進計画（第4期）素案の検討・修正
12月 7日	教育委員会への報告	推進計画（第4期）案について
12月25日	都市経営会議への報告	推進計画（第4期）案について
1月 -- 日	市議会への報告（議長・副議長報告及び所管事務調査）	推進計画（第4期）案について
1月11日 ～2月13日	パブリックコメントを実施	推進計画（第4期）案を公表
3月 -- 日	第3回子どもの読書活動推進計画（第4期）策定委員会	パブリックコメントの実施結果について
3月21日	教育委員会・都市経営会議・市議会への報告	パブリックコメントの実施結果について
4月1日	市民への周知	宝塚市ホームページに掲載 宝塚市広報*月号に掲載

宝塚市子どもの読書活動推進計画策定委員会（第4期）設置要綱

（設置）

第1条 宝塚市子どもの読書活動推進計画（第4期）を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、宝塚市子どもの読書活動推進計画（第4期）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告するものとする。

- （1）宝塚市子どもの読書活動推進計画（第4期）の策定に関すること。
- （2）子どもの読書活動の施策に関すること。
- （3）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- （1）委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選による。
- （2）副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- （3）委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部中央図書館において行う。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、「宝塚市子どもの読書活動推進計画（第4期）」の策定により、その効力を失う。

別表（第3条関係）

委員	健康福祉部健康推進室健康推進課長
委員	子ども未来部子ども家庭室子ども家庭支援センター所長
委員	子ども未来部子ども育成室保育企画課長
委員	子ども未来部子ども育成室青少年課長
委員	幼児教育センター所長
委員	教育委員会事務局学校教育部学校教育室学校教育課副課長
委員	宝塚市立小学校校長会の推薦する者
委員	宝塚市立中学校校長会の推薦する者
委員	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室社会教育課長
委員	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室中央図書館長
委員	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室西図書館長

参考

宝塚市子どもの読書活動推進計画（第4期）策定委員名簿（順不同・敬称略）

（令和5年度）

委員長	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室中央図書館長	永尾 理恵子
副委員長	教育委員会事務局学校教育部学校教育室学校教育課副課長	辻 晃英
委員	健康福祉部健康推進室健康推進課長	田中 由香
委員	子ども未来部子ども家庭室子ども家庭支援センター所長	谷川 妙美
委員	子ども未来部子ども育成室保育企画課長	澤井 慎治
委員	子ども未来部子ども育成室青少年課長	松浦 未洋
委員	幼児教育センター所長	三ヶ尻 佳子
委員	宝塚市立小学校校長会の推薦する者	今北 眞奈美
委員	宝塚市立中学校校長会の推薦する者	神崎 佳代
委員	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室社会教育課長	河合 晋一
委員	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室西図書館長	上木 英一郎

発行

令和6年（2024年）4月

宝塚市

（事務局）宝塚市立中央図書館

宝塚市清荒神1丁目2-18

電話 0797-84-6121

宝塚市立図書館ホームページ

<https://www.library.takarazuka.hyogo.jp>